

「横浜市市税クレジットカード納税に係る収納事務運用準備業務及び納付サイト構築業務委託」契約結果

横浜市市税クレジットカード納税に係る収納事務運用準備業務及び納付サイト構築業務委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し次のとおり契約しました。

- 1 件名 横浜市市税クレジットカード納税に係る収納事務運用準備業務及び納付サイト構築業務委託
- 2 委託内容 令和2年4月1日から市税のクレジットカードでの納税を開始するにあたり、クレジットカード納税を行える環境を整備することを目的とする。
- 3 契約の相手方 株式会社エフレジ
- 4 契約金額 455,400円
- 5 契約日 令和2年2月10日
- 6 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社エフレジ	656点	1位

7 評価基準・評価委員会開催経過等

委員会開催日 及び開催場所	令和元年9月13日(金)松村ビル別館502号室
評価委員の 出席状況	評価委員5人出席(充足率 5/5)
事務局	財政局主税部徴収対策課
議事内容	評価の実施(業務実績及び提案内容の評価・審議、ヒアリング)、第1位の決定
評価基準	別紙のとおり

提案書評価基準（横浜市市税クレジットカード納税に係る収納事務 運用準備業務及び納付サイト構築業務委託）

1 評価事項・評価の視点

評価項目			評価の着眼点	配点	評価		
					A	B	C
1	実施体制及 び実績	実施体制	主担当者（業務主任者）が明確であり、本業務の業務経験がある。	5	主担当者が明確で業務経験がある。	主担当者が明確でない、若しくは業務経験がない。（どちらか一方）	主担当者が不明確で業務経験がない。
			コンプライアンスについて、方針や指針が明確に定められており、ホームページ等で公表されている。	10	方針や指針が明確に定められており、ホームページ等で公表されている。	方針や指針が明確に定められているが、ホームページ等で公表されていない。	方針や指針が明確に定められてなく、ホームページ等で公表もされていない。
		情報セキュリティ体制	納付サイトやデータ連携に対するセキュリティ体制について、方針や指針が明確に定められており、ホームページ等で公表されている。	10	方針や指針が明確に定められており、ホームページ等で公表されている。	方針や指針が明確に定められているが、ホームページ等で公表されていない。	方針や指針が明確に定められてなく、ホームページ等で公表もされていない。
			社内の情報セキュリティ体制について、方針や指針が明確に定められており、ホームページ等で公表されている。	10	方針や指針が明確に定められており、ホームページ等で公表されている。	方針や指針が明確に定められているが、ホームページ等で公表されていない。	方針や指針が明確に定められてなく、ホームページ等で公表もされていない。
			情報セキュリティについて「PCI DSS」の取得や「JISQ27001」の取得を行っている。	10	PCI DSS 及び JISQ27001 の両方の取得をしている。	PCI DSS 及び JISQ27001 のどちらか一方の取得をしている。	PCI DSS 及び JISQ27001 のいずれも取得していない。

評価項目		評価の着眼点	配点	評価			
				A	B	C	
2	納税者の利便性	納付サイト	1、画像や動画に代替テキストや音声ガイドを提供。2、キーボードのみで操作可能とする。3、テキストは200%まで拡大可能とする。4、文字画像ではなくテキストで提供する。	10	4項目以上が達成されている。	3項目が達成されている。	2項目以下。
			スマートフォン専用の納付サイトの提供ができる。	10	スマートフォン専用の納付サイトの提供ができる。	—	スマートフォン専用の納付サイトの提供ができない。
			独自カスタマイズが追加費用を負担することなく可能である。	5	追加費用を負担することなく可能。	追加費用の負担が必要。	独自カスタマイズが不可能。
		手数料	納付金額に対する負担割合が低い。	10	一万円に対し75円未満。 (消費税額及び地方消費税を除く)	一万円に対し75円以上、90円未満。 (消費税額及び地方消費税を除く)	一万円に対し90円以上、100円未満。 (消費税額及び地方消費税を除く)
			納付金額に対する負担割合の階層を細かく設定できる。	5	一万円未満での設定ができる。	一万円ごとに設定ができる。	一万円以上の設定。
			手数料の全額を納税者負担とすることができる。	10	手数料の全額を納税者負担とすることができる。	—	手数料の全額を納税者負担とすることができない。
		カードブランド数	取扱いカードブランドは以下の基本5ブランドに対応している。(VISA、MasterCard、JCB、American Express、Diners Club)	10	基本5ブランドに加え他のブランドにも対応ができる。	基本5ブランドのうち、4ブランドの対応となる。	基本5ブランドのうち、3ブランド以下の対応となる。

評価項目		評価の着眼点	配点	評価			
				A	B	C	
3	横浜市との連携	取扱いデータ	<p>収納依頼及び収納結果のデータの送受信について容量制限がない。</p>	5	容量制限がない。	容量制限があるがファイルを複数に分割することで対応が可能。(1ファイル1,200,000KB以上)	容量制限があるがファイルを複数に分割することで対応が可能。(1ファイル1,200,000KB未満)
			緊急時の代替手段がある。	5	複数の代替手段がある。	代替手段が一つある。	代替手段がない。
		データ形式	横浜市の形式(送受信とも)へ柔軟に対応できる。	10	横浜市のコンビニエンス・ストア納税の仕様、若しくはペイジー収納の仕様とすることができる。	横浜市のコンビニエンス・ストア納税の仕様、若しくはペイジー収納の仕様に準じた仕様とすることができる。	横浜市仕様とすることができない。
		収納結果データの伝送方式	横浜市のペイジーの収納データの伝送に合わせて伝送することが可能である。	10	横浜市のペイジーの収納データの伝送に合わせて伝送することが可能。	—	横浜市のペイジーの収納データの伝送に合わせて伝送することが不可能。

評価項目			評価の着眼点	配点	評価		
					A	B	C
4	今後の拡張性への対応	他の納付手段の追加	ApplePay について追加できる。	5	追加費用や契約変更等がなく追加が可能。	費用の追加や契約の変更等が必要になるが、追加が可能。	ApplePay について追加が不可能。
			ApplePay に類似するキャッシュレス決済に係る納付手段について追加できる	5	追加費用や契約変更等がなく追加が可能。	費用の追加や契約の変更等が必要になるが、追加が可能。	ApplePay に類似するキャッシュレス決済について追加が不可能。
5	その他	準備業務費用	準備業務に係る費用について手数料に含めることができる。	15	費用について手数料に含めることができる。	費用について一部を手数料に含めることができる。	費用について手数料に含めることができない。
		収納業務費用	収納業務に係る費用について手数料に含めることができる。	15	費用について手数料に含めることができる。	費用について一部を手数料に含めることができる。	費用について手数料に含めることができない。
		独自提案	カード納税利用者の増加キャンペーンや納税者の利便性向上に寄与すること等。	5	独自提案がある。	—	独自提案がない。
合 計				180			

2 評価方法

- (1) 各項目の着眼点ごとにA、B、Cの3段階評価を行う。
- (2) 評価は配点が5点の項目は A= 5点、 B= 3点、 C= 0点 とする
- (3) 評価は配点が10点の項目は A= 10点、 B= 5点、 C= 0点 とする
- (4) 評価は配点が15点の項目は A= 15点、 B= 8点、 C= 0点 とする
- (5) 提案者が1者の場合は、総得点（ヒアリングに出席した評価委員の採点合計）が配点合計の50%未満の場合は失格とする。

3 第一順位の決定方法

- (1) 出席委員の評価点数の合計が最も高い提案を第一順位とする。
- (2) 上記の方法により、第一順位が決定しない場合は「提案評価基準」の項目2「納税者の利便性」及び3「横浜市との連携」の合計点数が最も高い提案を第一順位とする。
- (3) 上記の方法によりなお、第一順位が決定しない場合は出席委員の多数決により第一順位を決定する。それでもなお決しない場合は委員長が第一順位を決定する。